

車両管理業務委託積算基準における留意点について

①車両管理業務の積算時に使用する運転手（一般）の労務単価補正について

当該「車両管理業務委託積算基準」においては、標準日額について、 $7.75/8$ を乗じて使用すること。なお、採用する単価は小数点以下を切り捨て整数とする。

【積算基準の適用範囲】

当該「車両管理業務委託積算基準」は、国土交通省関東地方整備局において車両管理業務を単独で発注する業務内容について適用する。なお、公物管理補助業務（河川巡視支援業務及びダム管理支援業務）等、業務内容に車両管理を含んで実施する場合は、 7.75 時間を 8 時間と読み替えて積算するものとし、上記の労務単価の補正は行わない。

②車両管理業務の積算時に使用する技師（B）の技術者単価補正について

当該「車両管理業務委託積算基準」においては、業務管理者の打合せ経費について、 0.5 を乗じて使用すること。